

平成 30 年 2 月 19 日
 建築・都市整備・道路委員会
 都 市 整 備 局

市第 150 号議案 横浜国際港都建設事業戸塚駅前地区中央 土地区画整理事業施行条例の廃止について

1 提案理由

戸塚駅周辺においては、国道 1 号の JR 線踏切による渋滞の緩和等に向けたアンダーパスやペDESTリアンデッキの整備など、良好な市街地の形成を目的として、平成 14 年度から本市施行の標記土地区画整理事業を進めてきましたが、平成 29 年 7 月の清算金関連事務の完了をもって業務の全てが終了しました。

今回、所期の目的が達成されたため、施行条例を廃止したいので提案するものです。

2 事業概要

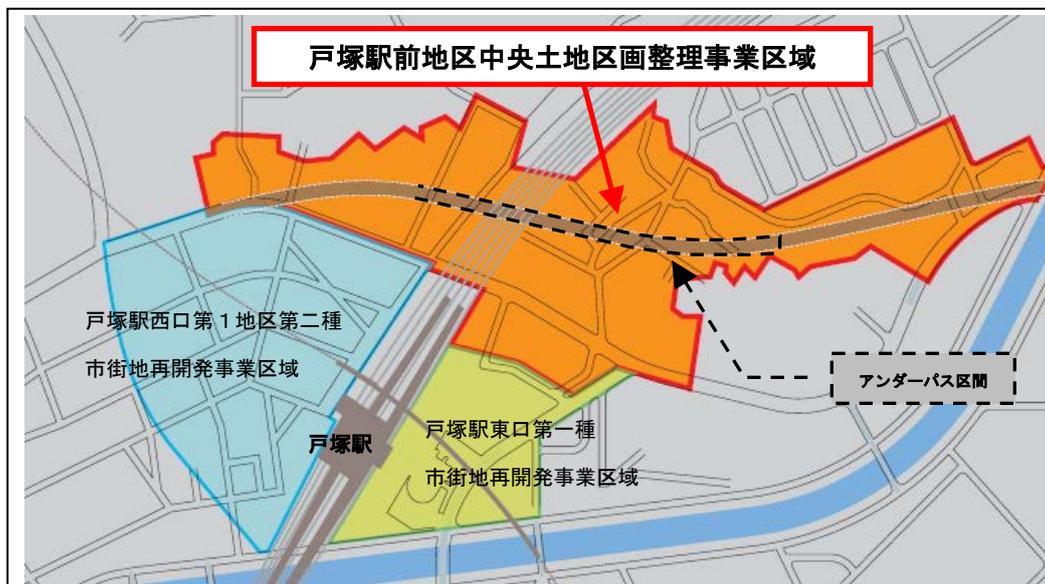
施行者	横浜市[土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 3 条第 4 項]
施行区域・面積	横浜市戸塚区戸塚町、矢部町及び吉田町の各一部 約 6.8ha
施行期間	平成 14 年度～平成 29 年度
事業費	約 362 億円
権利者数	171 人
都市計画決定	昭和 37 年 3 月 13 日
事業計画決定	平成 14 年 12 月 27 日
換地処分	平成 27 年 12 月 6 日（清算金納付完了 平成 29 年 7 月）
土地利用計画	公共用地 約 3.03ha 宅地 約 3.77ha
施設計画	都市計画道路、区画道路、公園 等

3 根拠法令

土地区画整理法第 3 条第 4 項（土地区画整理事業の施行）

土地区画整理法第 52 条第 1 項、第 53 条第 1 項及び第 2 項（施行規程等）【裏面参照】

（参考）



■ 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号） 抜粋

○土地区画整理法第 3 条第 4 項

（土地区画整理事業の施行）

第三条 宅地について所有権若しくは借地権を有する者又は宅地について所有権若しくは借地権を有する者の同意を得た者は、一人で、又は数人共同して、当該権利の目的である宅地について、又はその宅地及び一定の区域の宅地以外の土地について土地区画整理事業を施行することができる。ただし、宅地について所有権又は借地権を有する者の同意を得た者にあつては、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他土地区画整理事業を施行するため必要な資力、信用及び技術的能力を有する者で政令で定めるものに限る。

2 （略）

3 （略）

4 都道府県又は市町村は、施行区域の土地について土地区画整理事業を施行することができる。

5 （略）

○土地区画整理法第 52 条第 1 項

（施行規程及び事業計画の決定）

第五十二条 都道府県又は市町村は、第三条第四項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする場合においては、施行規程及び事業計画を定めなければならない。この場合において、その事業計画において定める設計の概要について、国土交通省令で定めるところにより、都道府県にあつては国土交通大臣の、市町村にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 （略）

○土地区画整理法第 53 条第 1 項及び第 2 項

（施行規程）

第五十三条 前条第一項の施行規程は、当該都道府県又は市町村の条例で定める。

2 前項の施行規程には、左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 土地区画整理事業の名称

二 施行地区（施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区）に含まれる地域の名称

三 土地区画整理事業の範囲

四 事務所の所在地

五 費用の分担に関する事項

六 保留地を定めようとする場合においては、保留地の処分方法に関する事項

七 土地区画整理審議会並びにその委員及び予備委員に関する事項（委員の報酬及び費用弁償に関する事項を除く。）

八 その他政令で定める事項